

平成 30 年 3 月 22 日

飯田市議会
議長 清水 勇 様
議会運営委員会
委員長 村松まり子 様

議会改革推進会議
委員長 後藤 荘一

飯田市議会における反問権の付与の検討について（中間報告 案）

平成 29 年 9 月 13 日の議会運営委員会において、当委員会で検討を進めることに決定されたこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 反問権の定義及び議会での反問権付与の検討について

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する方向で検討する。

（反問権の定義）

反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである。

（議会での反問権付与の理由）

- 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。
- 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。